

遺言書

遺言者 森鷗外 は、この遺言書で次のとおり遺言する。

一、 一切の虚飾を廃すこと

付言事項

余ハ少年ノ時ヨリ老死ニ至ルマデ一切秘密無ク交際シタル友ハ賀古鶴所君ナリ

ココニ死ニ臨ンデ賀古君ノ一筆ヲ煩ハス死ハ一切ヲ打チ切ル重大事件ナリ

奈何ナル官権威力ト雖、此ニ反抗スル事ヲ得スト信ス

余ハ石見人森林太郎トシテ死セント欲ス

宮内省陸軍皆縁故アレトモ生死別ル

瞬間アラユル外形的取扱ヒヲ辞ス

森林太郎トシテ死セントス

墓ハ森林太郎墓ノ外一字モホル可ラス

書ハ中村不折ニ委託シ宮内省陸軍ノ栄典ハ絶対ニ取りヤメヲ請フ

手続ハソレゾリアルベシコレ唯一ノ友人ニ云ヒ残スモノニシテ何人ノ容喙ヲモ許サス

大正一一年七月六日

团子坂にて

石見人森林太郎 印

※ 引用に用いた文献
禅林寺境内にある遺言文より